

○白井市附属機関条例【抜粋】

平成24年12月28日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号）第2条第1項に規定する実施機関をいい、白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）第46条第1項の規定により諮問をした議会の議長を含む。次項において同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下この項において同じ。）又は保有個人情報（個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報及び白井市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。
- 4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（略）

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市指定管理者選定審査会	(1) 市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取消しについて審査すること。 (2) 指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の管理に関する附属機関その他の機関の代表者 (3) 市民 (4) 市の職員	6人以内	3年